

謹 啓

厚生労働省が実施しております各種統計調査につきましては、かねてから格別のご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

「賃金構造基本統計調査」は、1948年（昭和23年）以降、毎年実施しており、全国の主要産業に雇用される労働者の賃金の実態を雇用形態、就業形態、職種、性、年齢、学歴、勤続年数、経験年数等別に把握できる唯一の調査です。調査の結果は、民間企業における賃金決定等の資料として広く利用されているほか、最低賃金の決定や労災保険の年金額の算定、また、経済、雇用・労働、福祉に係る国の政策検討の基礎資料として幅広く活用されております。

さて、この調査では、常用労働者5人以上を雇用する事業所のうち、統計理論に基づいて選定された事業所を調査対象としておりますが、このたび、令和3年調査において、貴事業所に調査をお願いすることとなりました。

新型コロナウイルス感染症への対応にご多用のことと存じますが、その影響による賃金の実態を把握し明らかにすることも、この調査の重要な役割でございます。つきましては、この調査の趣旨、重要性をご理解いただき、ご回答くださいますようお願い申し上げます。

謹 白

令和3年7月

事業主各位

厚生労働省政策統括官
(統計・情報政策担当)